

川西市 避難行動要支援者 対応マニュアル

令和6年 7 月



目 次



1. はじめに・・・	1
2. 「避難行動要支援者名簿」とは	3
3. 災害時の避難に支援が必要な方の情報を地域で共有しましょう	3
4. つくってみよう！ 要支援者の「個別避難計画」	5
5. 災害や避難情報の伝達方法を考えましょう	7
6. 避難支援はどうすればいいの？	8
7. 避難所では、どのように支援すればいいの？	9
8. 日ごろの備えが重要です	11
9. いざというときのために、要支援者も備えておきましょう	13
10. 番外編【知っておこう！地震・水害が起こったら・・・】	15
11. 資料編	19

1. はじめに・・・

(1) 目 的

この「避難行動要支援者対応マニュアル」は、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、平成26年4月に災害対策基本法が改正施行されたことに伴い従来の「災害時要援護者支援マニュアル」を改訂したものです。

このマニュアルは、災害発生直後から迅速な避難支援が必要な場合など、行政の初動体制に限界がある中で、住民の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、災害時における避難行動に支援が必要な方々に対し、日ごろからの対応や備えについて、基本的なことがらを示したものです。また、このマニュアルに記載されている内容は、あくまでも指針であり、日ごろの備えや支援方法については、地域の実情に沿って柔軟に対応することが重要です。

平成26年11月に長野県北部で発生した地震において、震度6弱の強い揺れに襲われた白馬村では奇跡的にも1人の死者も出ませんでした。これは、近隣住民同士の協力とネットワークにより、被害を最小限に留めたともいわれています。

このような状況から、このマニュアルは、災害発生時において、地域のすべての方々が自助・共助の意義を高め、だれもが助かることを目的に活用することができるよう作成しています。

(2) 現状と課題

国では、阪神・淡路大震災などの大規模災害を教訓に、災害発生時に避難支援が必要な方々のために、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が、兵庫県では平成19年3月に「災害時要援護者支援指針」、「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」が作成されました。

これらのガイドラインを受けて、本市では、平成20年9月に「災害時要援護者支援マニュアル」を作成しました。また、災害対策基本法に基づき、災害時要援護者名簿を作成し、災害時における要援護者への支援を進めています。現在、市内14地区でこの名簿を共有し、各地域のコミュニティ、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員及び自主防災会などの方々の協力により、災害時の安否確認などの取り組みを進めているところです。

しかしながら、支援方法やそのあり方は、地域ごとに異なっていること、また、日ごろから地域と名簿を共有するには「本人同意」が必要なことなど、支援を必要とする方々をどのようにリストアップし、迅速に避難させるかが課題となっています。

（３）災害時に支援を必要とする者（避難行動要支援者（※１））の範囲

市では、原則として避難行動要支援者の範囲を以下のとおりと定めています。

- ① ひとり暮らし高齢者（６５歳以上で自力避難が困難なもの）
- ② 自力避難が困難な介護保険要介護認定４及び５の在宅高齢者
- ③ 自力避難が困難な障がい者
 - i 身体障がい者のうち、肢体不自由者（１・２級で下肢、体幹、移動機能に障がいのある方）、視覚障がい者（１・２級）、聴覚障がい者（２級）内部障がい者（１級）
 - ii 知的障がい者（Ａ判定）
 - iii 精神障がい者（１級）
- ④ 上記以外で自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者の中で、地域の避難支援等関係者が支援の必要を認めた者など

（４）災害対策基本法の改正

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、避難に支援を要する方々が多数犠牲となりました。国では、この震災を教訓に平成２５年６月に災害対策基本法（以下「法」という。）を改正し、以降改正を重ねています。

【法改正のポイント】

避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。

- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員児童委員等の避難支援等関係者（※２）に情報提供すること。
- 現に災害が発生、または発生のおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を関係者などに提供できること。
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のための必要な措置を講じること。

※１ 避難行動要支援者とは、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（法第４９条の１０に規定）

※２ 避難支援等関係者とは、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等の実施に携わる関係者（法第４９条の１１に規定）

2. 「避難行動要支援者名簿」とは

(1) 「避難行動要支援者名簿」とは

災害発生時など、避難をするのに支援が必要な方を避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）といいます。この要支援者の情報を集約したものを「避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）」といいます。法において、この名簿の作成は市町村に義務付けられています。

(2) 名簿の作成と登録

市では、「要支援者の範囲①から③（P2参照）」の方の情報を、関係各課から提供（※3）を受けています。また、地域の方々に広く名簿登録を呼びかけ、「要支援者の範囲①から③」及び「④それ以外の方」のうち、登録手続きを行われた方の名簿作成を行っています。また、名簿の登録時に、地域の避難支援等関係者（以下「支援関係者」という。）へ情報を提供することを目的に、要支援者本人の同意を得ています。名簿への登録方法は、地域ごとに異なりますので、名簿登録を希望される方は、**地域福祉課（740-1172）**へご相談ください。

なお、提供を受ける情報は、「氏名」「性別」「住所」「生年月日」「電話番号」と「障がいや要介護の程度」及び「支援を必要とする内容」です。

3. 災害時の避難に支援が必要な方の情報を地域で共有しましょう

(1) 要支援者名簿を地域で共有しましょう

市町村に作成が義務付けられた名簿は、災害時など非常事態には、警察や消防、地域の支援者など支援関係者と情報を共有することができます（※4）。また、要支援者の方が、名簿に登録する手続きを行う際に、特定の支援関係者（地域ごとに異なります。）に情報を提供することの同意をいただいています。この同意を得ることで、日ごろから地域の皆さんと情報を共有することができ、要支援者の安否確認や避難支援、また避難所での生活支援をできるだけスムーズに実施するための支援が可能となります。



(2) 名簿は年に1回更新しています

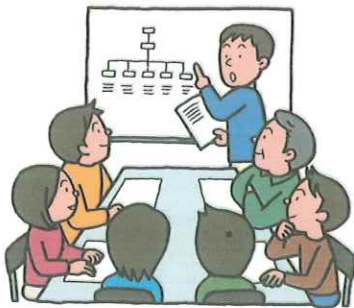
市が保管する名簿は、関係課から提供された情報と本人の登録により、毎年更新しています。また、各地域で共有するための名簿についても、この更新後に各地域に新しい名簿の提供を行い、古い名簿を回収しています。

（３）名簿は個人情報のため、「守秘義務」は守りましょう

名簿は個人情報のため、コミュニティや自治会などの地域の団体（以下「情報管理団体」という。）が情報を取り扱う上で、正当な理由なく要支援者に関して、名簿から知り得た情報を漏らすことがないように「避難行動要支援者名簿副本の取扱いに係る協定（P 22 参照）」を締結し、関係する方々に守秘義務（※５）を課しています。

（４）地域における要支援者の把握と支援体制の課題

大規模災害発生直後から、迅速な避難支援が必要な場合であっても、行政の初動体制には限界があります。このため「自らの命は自ら守ること（自助）や地域



で助け合うこと（共助）が、災害による被害を最小限に食い止めるためにとっても有効」といわれています。そのために、日ごろから地域ぐるみで災害時のことを考えるなど連携していくことが重要です。

本市における要支援者への支援体制は、現在、情報管理団体や支援関係者の協力によって、要支援者の名簿を共有し災害発生時に備えていただいています。

しかし、現在、地域と共有することができる要支援者の情報は、個人情報の取り扱い上、地域への情報提供を同意した要支援者のみとなっています。このため、要支援者の把握に不十分なところもあり、今後、地域の実情にあわせ、名簿の共有のあり方など検討をしていく必要があります。

なお、法第 49 条の 11 第 3 項（※４）の規定により、「高齢者等避難」や「避難指示」などが発令された場合は、生命又は身体を災害から保護するために、本人の同意なしに支援関係者に名簿の提供を行うことができます。

※３（情報の内部共有）市町村長は、避難行動要支援者名簿（法第 49 条の 10 第 1 項に規定）の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。（法第 49 条の 10 第 3 項に規定）

※４（名簿の共有）市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。（法第 49 条の 11 第 3 項に規定）

※５（避難支援関係者の守秘義務）名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（第 49 条の 13 に規定）

4. つくってみよう！ 要支援者の「個別避難計画」

(1) 個別避難計画とは

個別避難計画（以下「避難計画」という。）とは、災害発生時などに要支援者について「どのような支援が必要なのか」「どのようなルートで避難場所へ移動するのか」など、避難を支援する地域の関係者が確認を行うものです。

(2) つくってみよう！ 個別避難計画

実際に支援計画を作ってみましょう。要支援者とともに街を歩くなど作り方にはいろいろありますが、図上訓練を活用すれば、みんなで一斉に作ることができます。



【図上訓練】訓練参加者がグループに分かれて、地域のマップを作成します。まちの構造や人的・物的資源、危険個所などをもとに、地震や風水害が発生したことを想定して要支援者の避難誘導（優先順位を含む）のあり方等について考えます。また、この訓練を通して、参加者自身が自分の暮らすまちを再認識し、災害時におけるさまざまな課題を考えることで防災意識の向上が図れます。

訓練作業 1 グループごとに地図の作成をする（まちの構造、人的・物的資源の書き込みなど）。

訓練作業 2 地図に設定した災害が発生したときに想定される被害等のハザード（危険）情報を書き込む。

図上訓練で避難支援計画を作成した場合は、必ず要支援者と調整しておきましょう。

訓練作業 3 作成した地図を見て、防災・災害救助上のプラス、マイナス要素を考える。

訓練作業 4 要支援者の避難誘導のルートなど個別の支援状況を所定の用紙に書き込む（要支援者が複数いる場合は、優先順位等も考慮）。

訓練作業 5 グループごとに避難誘導方法や課題等を発表する。

個別避難計画に係る図上訓練のお問い合わせ 地域福祉課（740-1172）

●個別避難計画の原本は地域の情報管理団体が、副本は避難支援等関係者が保管します。また、要支援者から現状変更の申し出があった場合、避難計画を修正します。

避難行動要支援者個別避難計画			
氏名		電話	
住所		年齢・性別	歳・
支援を必要とする内容			
避難支援等関係者	氏名	住所	電話
		川西市	
避難支援等関係者	氏名	住所	電話
		川西市	
避難支援等関係者	氏名	住所	電話
		川西市	
避難支援等関係者	氏名	住所	電話
		川西市	
避難場所等情報 ※位置・経路・移動で注意すべき事項			
※避難所等までの経路 			
避難支援等の留意点			
今後の課題 ※関係機関等との連携			
※ 例) 介護保険事業所との連携			

5. 災害や避難情報の伝達方法を考えましょう

(1) 情報伝達方法は

災害発生直後には、さまざまな情報が錯そうしたり、不足したりします。このような状況は、被災された方々の不安を一層大きなものにします。

情報が伝わりにくい要支援者の方々に、的確に情報を伝える方法が必要です。地域のネットワークによる支援や隣近所の助け合いにより、避難所へ誘導する方法などの検討が必要です。



災害時において要支援者へ情報を的確に伝えるため、地域の中で誰がどのように伝えるかを決めるなど、情報伝達方法について共通認識しておくことが重要です。

(2) 要支援者への避難情報伝達

災害が発生し、または発生するおそれがあり、高齢者等避難等が発令された場合には、地域住民に対し危険を知らせ、迅速な避難ができるよう情報を伝えることが必要です。要支援者が情報から孤立しないよう、個々の実情に応じた情報提供手段を地域において確認する必要があります。

市の関係機関と支援関係者が、情報の伝達をスムーズに行えるよう日ごろからの連携が重要です。災害時は、支援関係者自身も被災することが考えられることから、複数の情報伝達方法を検討しておくなど、補完的な体制を整備しておくことも必要です。

<要支援者への情報提供の配慮事項>

対 象 者	配 慮 事 項
視覚障がい者	○ わかりやすい口調で伝える。 ○ 音声情報で数回繰り返す。 ○ 拡大文字による情報提供を行う。
聴覚障がい者	○ 文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。
知的障がい者 精神障がい者	○ 具体的にわかりやすく情報を伝える。 ○ 絵・図・文字などを組み合わせ、理解しやすい方法で伝える。 ○ 精神的に不安定になる場合があることに配慮し、適切な情報伝達を行う。

6. 避難支援はどうすればいいの？



(1) 地域での避難支援として

災害発生直後、行政の初動体制に限界があるため、地域住民同士の助け合いが重要になります。

まず、各地域の支援関係者は、自分や家族の安全を確保したうえで、要支援者への情報提供と安否確認を行い、必要に応じて避難計画などを活用し避難支援を行います。状況により支援関係者が支援できない場合もあります。日ごろからの声かけ・見守り活動など、地域で「人と人のつながり」を深め、全体で支援できる方法や環境整備を考えておきましょう。

(2) 市と連携して

災害時には、市の災害対策本部福祉部援護班を中心に、災害情報等に基づいて、要支援者に対する避難の支援体制を整えます。要支援者が地域の避難支援を受けられない場合に、避難支援の要請などに対応します。

●風水害の場合は、市から事前に予測可能な気象情報等を地域の情報管理団体の責任者に提供します。支援関係者は要支援者へ情報提供や安否確認を行います。避難支援が必要な状況であり、地域で支援が可能であれば避難支援を行います。ただし、無理は禁物です。地域で支援が行えない場合は、市へ支援を要請します。また、安否確認の状況は、責任者が集約し、市へ報告してください。

●地震の場合は、震度4以上であれば支援関係者による安否確認等を行ってください。それ以後の行動は、風水害対応と同様です。

<避難誘導、救助時の配慮事項>

対 象 者	配 慮 事 項
寝たきりの高齢者 肢体不自由者	○ 自力避難困難者は、車いすやストレッチャー、担架（簡易）やおんぶなどにより避難すること。
視覚障がい者	○ 白杖等を確保。また、災害時にはまちの様相が変わり、いつもと同じような歩行が難しくなることを考慮すること。
聴覚障がい者	○ 筆談等によって、状況説明を行い、避難所へ誘導すること。
内部障がい者	○ 常時使用している医療器材を確保すること。医療品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャーなどで避難すること。
知的障がい者 精神障がい者	○ 災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導すること。動揺している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切。

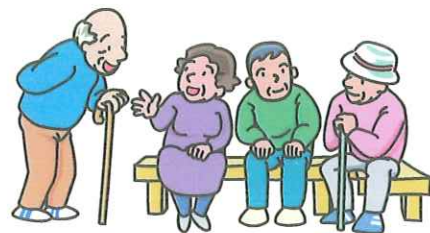
7. 避難所では、どのように支援すればいいの？

(1) 要支援者への配慮

災害発生時、多くの方々が安全を確保するために避難所へ避難します。また、災害で自宅に被害が生じるなど、今までどおり居住することが困難になった方々は、しばらくの間は避難所で共同生活を行うことになります。

避難所では、生活環境が急激に変化するうえ、被災したショックなどから多くの方々が過度のストレスを感じます。そのため、避難所で生活することが困難な状況になる方も出てきます。

このように避難所生活では想定できないトラブルが生じる可能性があることから、高齢者や障がいのある方などには、十分な配慮をする必要があります。

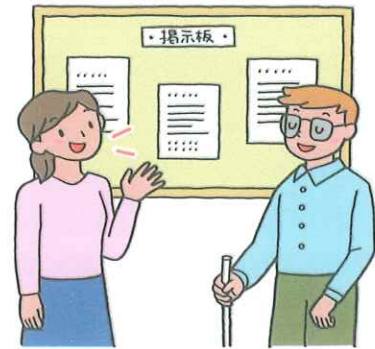


<避難所での配慮事項>

対 象 者	配 慮 事 項
高齢者	○ 高齢者は、避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすい傾向にあります。健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保します。 ○ 避難スペースをトイレに近い場所に設け、おむつをしている方がいる場合は、おむつ交換の場所を別に設けます。
視覚障がい者	○ 仮設トイレを設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮します。
聴覚障がい者	○ 伝達事項などは、紙に書いて知らせます。 ○ 手話が必要となる可能性がある場合は、手話ができる方を探るか、手話通訳の必要性を確認します。
内部障がい者	○ 医療機関等による巡回検診を活用し、必要に応じて福祉避難所などを活用します。
知的障がい者	○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱し、精神的に不安定になる場合があります。できるだけ家族、知人や仲間など本人が安心できる人と一緒に生活できるようにします。
精神障がい者	○ 孤立してしまうことがないよう、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮します。また、伊丹健康福祉事務所（保健所）へ連絡し、保健師等の巡回などを要請します。

（２）情報の提供

災害発生直後は、情報が不足しがちになることから、要支援者などは必要以上に不安感を抱くことがあります。テレビやラジオなどからの報道機関や市町村からの情報の的確な提供が重要です。情報の提供方法は、高齢者、障がいのある方等に配慮し、ビラや広報誌の配布、音声、紙による掲示を行い、場合によっては、支援関係者による伝達などきめ細かく多面的に情報を提供していく必要があります。



（３）専用窓口の設置や医師などの巡回

避難生活が長期化する場合などは、日々の生活に不安を感じる方も増えてきます。また、持病などがあるにも関わらず必要な薬や介護必需品を持ち出せなかった場合、避難生活をするうえで必要な健康や福祉サービスに関する特有の相談が必要になります。これらにできる限り対応できるよう、地域の関係団体等の協力を得て、相談窓口の設置や医師・保健師の巡回など必要に応じた対応を検討していきます。

（４）障がいや持病のある人、要介護者の福祉避難所の活用

一般の避難所は、階段や段差があったり、障がい者用のトイレがないなど、高齢者や障がいのある方にとって不便なことが多数あります。また、持病や介護が必要な方にとっては、一般の避難所での生活が困難になることもあります。そのような場合に、安心して避難生活が送れるよう「福祉避難所」を開設することができます。

市では、現在、川西市社会福祉協議会や社会福祉施設などと協定書を締結し、一般の避難所に対応が難しい方に対し、福祉避難所として必要な施設を開放することとなっています。また、現状では、福祉避難所を必要とするすべての方の受け入れが困難であることから、災害時においてさらに多くの施設開放に協力していただけるよう他の社会福祉法人等へ働きかけを行っています。

また、令和３年の災害対策基本法施行規則改正において、あらかじめ個別避難計画を作成し、受入れる福祉避難所と調整した上で、当該福祉避難所への直接避難が可能となりました。

（５）在宅の要支援者等への支援

避難所に避難せず、自宅で生活している要支援者等に対しては、地域の支援関係者などの協力を得て定期的に声かけを行うなど、安否確認を行うとともに、心理的に孤立しないよう配慮していく必要があります。

8. 日ごろの備えが重要です

(1) 地域でできる備え

日ごろから、地域住民同士の互いのコミュニケーションを図るため、コミュニティ、自治会、自主防災会等でさまざまな地域行事を開催し、地域の方々の積極的な参加を促しましょう。その一つとして、地域で協力して、災害発生時に初期消火や応急手当、避難所運営などの活動について、多くの住民が適切に行えるようになることを目的に、要支援者も参加した防災訓練を実施しましょう。



(2) 家庭でできる備え

地震や風水害などの自然災害は、すべての方々に危険が及ぶ可能性があります。災害発生時にケガなどを少なくするために、また、ケガをしたときなどは、スムーズに救助を受けることができるように、日ごろから備えておくことが重要です。災害時は、ライフラインが停止し、道路や公共交通機関などの交通網が遮断される恐れがあります。状況により、救助隊等が被災地に入るまでには、数日の時間を要することもあります。食料品や飲料水などは、最低でも3日分は備えておきましょう。

<住まいの安全な環境づくり>

- ◆ 家具が転倒や移動しないように、器具などで固定しましょう。
- ◆ 落下物防止に心がけましょう。
 - テレビや花瓶などの重いものは、高いところに置かないようにしましょう。
 - 照明器具や額縁などが落下しないよう点検しておきましょう。
- ◆ 割れたガラスなどでケガをしないよう飛散防止に努めましょう。
 - 窓や食器棚のガラスには、飛散防止フィルム（テープ）などを貼りましょう。
 - 寝室の窓には、厚手のカーテンを使用することが効果的です。
- ◆ 寝室には、安全な空間を確保しましょう。
 - できるだけ家具を置かないよう、また、家具の近くで寝ないようにしましょう。
 - 枕元には、懐中電灯、ラジオ、スリッパを備えておきましょう。
- ◆ 家族の中で持ち出すものなどの係や役割を決めておきましょう。
- ◆ 出口に障害となる物を置かないようにしましょう。



<食料品や飲料水などの日ごろの備え>

- ◆ 非常用食料及び飲料水（消費期限に注意し、定期的に交換をしましょう。）
 - 缶詰、レトルト食品、ビスケット、クラッカーなど
 - 飲料水（1人3ℓ/日が目安です。ペットボトルで準備しましょう。）



- ◆ 救急用品（常備薬も忘れずに・自分の病名や薬の種類などを書いたリスト）
- ◆ 現金（公衆電話用10円硬貨。）
 - 災害時、公衆電話は優先的に通話できるように、比較的つながりやすくなっています。携帯電話はつながりにくくなります。停電時、テレホンカードは使えません。
- ◆ 紙皿、紙コップ、ラップフィルム
 - ラップフィルムは、皿の上にかぶせることで、洗わなくてもすみます。
- ◆ 衣類（季節ごとに入れ替えましょう）
- ◆ 生活用品（下着やタオルなど）
- ◆ 筆記用具（鉛筆やメモ用紙など）
- ◆ 携帯ラジオ・懐中電灯（乾電池は定期的に入れ替えましょう。）
- ◆ 通帳など（預金通帳、障害者手帳、健康保険証、運転免許証など）



両手が自由に使えるリュックサックなどに入れて「非常用持出袋」を用意しておきましょう。

※ 入れ歯や老眼鏡、補聴器など日常生活上必要なものは、すぐに持ち出せるよう、日ごろから身の回りに置くようにしましょう。

9. いざというときのために、要支援者も備えておきましょう

(1) 救急安心きんすけくんカードなどの作成

災害発生時には、支援が必要な方々がどのような支援を必要としているか、まわりの人に理解してもらう必要があります。「救急安心きんすけくんカード」や「安心キットきんたくん」などを活用し、必要な情報を準備しておきましょう。



緊急時に、救急隊や支援関係者が確認できるようにしておくことが重要です。

また、災害時、自力で避難することが困難な人は、笛や警報ブザーなど、自分が助けを求めるのに必要なものを身につけておくと、いざというときに役に立ちます。

(2) 状態ごとに日ごろの備えに追加しておくもの

一般的な家庭での食料や飲料水のように日ごろの備え品の他に、要支援者の状態に応じて、避難する際に必要と思われる最低限のものを用意しましょう。

必要な物資は、個々の症状やその状態によって異なります。日ごろから、本人や家族、支援関係者の方々と話し合い、必要なものをいつでも手の届くところに置いておくことが重要です。

対 象 者	必 要 な 備 え
寝たきりの高齢者	○ 紙おむつなどの介護用品、幅広のひも（おんぶひも） ○ 自分の病名や薬の種類などを書いたリスト
肢体不自由者	○ 幅の広いひも（おんぶひも） ○ 車いすを使用している人は、車いすでも使用可能なカップ及びパンク修理セット（割れたガラスでパンクする恐れあり） ○ 電動車いすを使用している人は、使用后必ず充電し、いつでも使える準備をしておきましょう。
視覚障がい者	○ 白杖、点字器 ○ 枕元に手袋（手探りをする際に割れたガラスなどでケガをしないため）
聴覚障がい者	○ 補聴器の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話ができる携帯用照明、笛や警報ブザーなど
内部障がい者	○ かかりつけ医療機関や日常服用している薬のメモ ○ 呼吸器機能障害の人は、予備の酸素ボンベ（残量の確認必要）
知的障がい者 精神障がい者	○ 日常服用している薬、かかりつけ医療機関や服用薬のメモ

<救急安心きんすけくんカード>

救急の事故に遭遇されたときに役立つ「救急安心きんすけくんカード」は、かかりつけの病院や持病、普段飲んでいる薬などの情報を記入してください。

これらの情報は、駆け付けた救急隊等が、スムーズな搬送や処置を行うことを目的としています。119番通報時に家族等が慌てていて気が動転している場合でも、必要な情報を伝えることができます。

- 救急隊等が見せていただいた情報は、病院などの関係機関への連絡以外には使用しません。
- 小さいサイズのカードは、切り取って財布や免許証ケース等に入れ携行しましょう。
- 大きいサイズのカードは、自宅内の冷蔵庫やベッドサイドなどに貼り付けましょう。
- 「救急安心きんすけくんカード」の情報は、新しいものでなければ適切な処置を受けられません。その都度、最新の情報になるよう記入してお使いください。

救急安心 きんすけくんカード				
記入年月日 令和 年 月 日				
住所	電話番号			
フリガナ氏名	生年月日 (大・中・小・令)	血液型		
	年 月 日 ()			
緊急時連絡先	氏名	住所	電話番号	性別
かかりつけ病院	① 病院名 () 科 ()			
	② 病院名 () 科 ()			
治療中の病気				
服用している薬				
アレルギー	青・黒 ()			
その他伝えたいこと				
 川西市消防本部 KAWANISHI FIRE DEPARTMENT				

記入年月日 令和 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 (大・中・小・令)	血液型
		年 月 日 ()	
住所	電話番号	氏名	性別

1 ミニサイズは、5センチメートルのサイズで、財布や免許証ケース等に入れ携行しましょう。

【お問い合わせ】



消防本部救急課

759-9977

<安心キットきんたくん(救急医療情報キット)>



65歳以上のひとり暮らしの方などを対象にお配りしています。また、75歳以上の高齢者世帯で、民生委員がこのキットを必要と判断された世帯にお配りしています。

これは、万が一の時に、自分で情報を伝えることができなくても、名前や血液型、緊急時の連絡先などあらかじめ必要な情報を記した連絡票を容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、駆け付けた救急隊員などがすばやく情報を得て、適切な救急搬送ができるようにするためのものです。



※ 詳しくは、**地域福祉課(740-1174)**へお問い合わせください。

10. 番外編【知っておこう！ 地震・水害が起こったら・・・】

(1) 地震の知識

① 阪神・淡路大震災の状況

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、市内の家屋の554戸が全壊し、2,728戸が半壊しました。

また、11人の住民が家屋の中に閉じ込められ、消防隊に救助されていますが、倒壊家屋の下敷きにより1人が亡くなりました。震災による市民の死亡者は、合計5人です。

また、市内で3件の火災が発生しました。大規模震災時には、普段のように消防車や救急車も通行できない可能性があります。断水すれば消火用水も不足します。地震を感じたら、「火の始末をする」「ガスの元栓を閉める」など火災発生に十分気をつける必要があります。



② ライフラインについて

大地震が発生した際には、ライフラインにも影響が出ます。阪神・淡路大震災による市内におけるライフラインの状況と復旧状況は以下のとおりでした。

ライフライン	地震発生時の状況	復旧状況
水道	災害発生と同時に市内の一部地域で断水	1/28 全面復旧
下水道	災害発生と同時に管路の一部破壊	2/9 仮応急復旧
電気	地震発生と同時に停電	1/18 全面復旧
ガス	地震発生と同時に供給停止	2/10 全面復旧



ライフラインが停止すると、食事、洗濯、入浴、トイレなどの日常生活に支障をきたします。災害時のための日ごろの備えが重要です。

③ 避難所での生活

阪神・淡路大震災では、市内の17箇所で避難所を開設しました。また、ここで、延べ23,015名の方が避難生活（最長4月16日まで）を送られました。応急の仮設住宅は、久代、南野坂、丸山台に420戸を建設し、373戸に入居されました。

また、南野坂では、神戸市と西宮市の被災者分と



して別途200戸の仮設住宅を兵庫県が建設しました。

(2) 地震が発生したら・・・

<外出しているとき>

◆ 道を歩いていたら
かわらの落下やブロック塀、自動販売機は倒れる危険があるので近づかないようにしましょう。 看板などの落下物や、ガラスの破片に気をつけましょう。

◆ ビルの中にいたら
窓ガラスが割れたり、落下物が飛び込んでくることもあるので、窓には近寄らないようにしましょう。 エレベーターに乗っていたら、すべての階のボタンを押し、停止したところで降りましょう。途中で止まって閉じ込められた場合には、非常用連絡電話などで外部と連絡をとりましょう。
◆ スーパーマーケットなどにいたら
あわてて出入り口に殺到するのは危険です。階段では将棋倒しの危険がありますので駆けおらないようにしましょう。係員の指示に従って落ち着いて行動しましょう。
◆ 鉄道、バスなどに乗っていたら
手すりやつり革、座席にしっかりつかまり姿勢を低くし、車内アナウンスや乗務員の指示に従い、単独行動をしないようにしましょう。
◆ 帰宅の判断
帰宅するには、帰宅先までの道路情報等を確認し、一時的に避難所に避難し、安全が確認できるまで様子を見ましょう。

<家にいるとき>

◆ 家の中に閉じ込められたら
建物の倒壊で閉じ込められたり、けがで動けない場合は、外の人に分かるように大声を出す、笛を吹く、物をたたく、懐中電灯を点滅させるなどして、自分の居場所を知らせ、助けを求めましょう。
◆ 停電になったら
電力が復旧した場合に、通電による火災が発生することがあります。停電していても、ブレーカーを落とすようにしましょう。
◆ 火災が発生したら
大きな地震が起きると、火災が発生することがあります。万が一、火災が発生したら、近くにいる人たちに知らせ、助けを求めましょう。自分で火を消すことができないと思ったらすぐに逃げ出しましょう。
◆ 情報の把握
テレビ、ラジオ、行政の広報などで正しい情報を入手し行動しましょう。
◆ 避難するときは
家の中でもスリッパ、厚手の靴下、靴などをはき、落下物やガラスなどに十分注意して移動しましょう。 建物倒壊のおそれや火災が発生した場合には、安全な場所に避難することが必要です。非常持出し品を持って、早めに避難しましょう。避難する前に、家の外の分かりやすいところに、家族の安否情報などを記載した紙を貼っておきましょう。

●**肢体不自由者** 車いすに乗っているときに地震が起きたら、家具などから素早く離れて、ブレーキをかけて、身を守りましょう。

●**聴覚障がい者** 右記のようなカードを作っておきましょう。

●**内部障がい者** かかりつけの医療機関と相談し、いざというときに、すぐ支援を受けられる医療機関のリストを作っておきましょう。

●**知的障がい者や精神障がい者** 大きな災害が起こると、当分の間、医療行為を受けられなくなる可能性があります。常時、薬を飲んでいる人は、医師に薬の種類を聞いて、防災カードに記入しておきましょう。

私は耳が聞こえません

次のところに私は無事だと伝えてください。

私の名前
電話番号

(3) 風水害の知識

<台 風>

台風とは、北西太平洋や南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおおよそ17 m/s（34ノット、風力8）以上のものをいいます。気象庁から台風の強さは公表されます。

平均風速 (m/s)	風の強さ	人への影響
10以上15未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。
15以上20未満	強い風	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。
20以上30未満	非常に強い風	何かにつかまっていないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。
30以上	猛烈な風	屋外での行動は極めて危険。

※ 気象庁ホームページより

<集中豪雨>

集中豪雨とは、限られた地域に、短時間のうちに大量の雨が降ることをいいます。また、台風と違って予測が困難ともいわれています。最近では、局地的に1時間に100ミリ以上の豪雨をもたらすこともあります。

10ミリ以上20ミリ未満の雨でも長く続く時は注意が必要です。

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	人の受けるイメージ
10以上20未満	やや強い雨	ザーザーと降る
20以上30未満	強い雨	どしゃ降り
30以上50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る
50以上80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる

※ 気象庁ホームページより

<水 害>

水害は、早めの避難が鉄則です。台風等の大雨により水害が予想される場合は、自身の安全を確保し、火の始末をして早めに避難所へ避難しましょう。避難の途中で洪水や増水にまきこまれることもあります。足元が見えないことから誤ってマンホールに落ちたり、田んぼや側溝などに足を取られたりして大変危険です。足元を探ることができる棒などを持って避難しましょう。

大雨や浸水により避難所まで行くことが危険な状態になった場合は、自宅や近接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとりましょう。

正しい情報を
聞くことが大切



警戒レベル
4

令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
4 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁

## ＜災害用伝言ダイヤル等の活用＞

地震などの災害が発生すると、被災地に安否確認をする電話が殺到して、一時的に電話がかかりにくくなります。そんなときに安否の連絡を取りあえるようにしたサービスで、「災害用伝言ダイヤル」と「災害用伝言板（メール機能）」などがあります。



### ●声による安否確認（災害用伝言ダイヤル）



1 録音方法 171+1+被災地〇〇家の電話番号

⇒ 伝言をいれる

2 再生方法 171+2+被災地〇〇家の電話番号

⇒ 伝言を聞く

この災害用伝言ダイヤルは、被災地内での連絡、被災地から被災地外へ、被災地外から被災地の方への連絡が可能です。録音時間は30秒以内、保存期間は運用期間終了までです。

### ●文字機能による安否確認（災害用伝言板）

#### 1 登録方法

**災害用伝言板**

安否情報の登録・確認ができます。

**登録**

**確認**

**削除**

ご利用可能地域

ご利用方法

●

**伝言板登録**

▼ 状態

☐ 無事です。

☐ 被害があります。

☐ 自宅にいます。

☐ 避難所に居ます。

▼ コメント（伝言）

（100字以内）

明日戻ります。

※登録情報確認の際  
登録されたお客様自身の  
携帯番号及び登録日  
時が表示されます。

※10件目以降は、登録  
済の古い順に上書きさ  
れます。

**登録**

●

**登録しました**

下記宛先に送信しますか？

※登録されたお客様自身の携帯電話番号が相手に表示されます。

▼事前登録アドレス

**送信**

災害用伝言板登録お知らせメール設定へ  
トップ画面へ

●

## 2 確認方法

**災害用伝言板**  
安否確認の登録・確認が  
できます。  
**登録**  
**確認**  
**削除**  
ご利用可能地域  
ご利用方法

**伝言板確認**  
安否を確認したい人の  
電話番号を入力して検  
索ボタンを押して下さ  
い。  
**携帯電話番号**  
090××××××・・  
**検索**

**伝言板確認**  
20XX/01/17 23:43  
  
無事です。  
明日戻ります。  
**次へ**  
**伝言一覧へ**  
トップ画面へ

- ◆ 携帯電話の会社や機種によって、利用方法が若干異なります。
- ◆ 災害時伝言ダイヤル及び災害時伝言板は、災害時にサービスが開始されるものですが、体験サービスを実施している電話会社もあります。ご確認ください。

## ＜守秘義務に係る情報管理団体との協定書＞

### 避難行動要支援者名簿副本の取扱いに係る協定書

川西市（以下「甲」という。）と「自治会名・福祉委員会名・その他関連団体名」（以下「乙」という。）は、避難行動要支援者名簿副本（以下「名簿副本」という。）の取扱いに関し、以下のとおり協定する。

#### （趣旨）

第1 この協定は、大規模な地震、風水害が発生した際に、「安否確認」について同意された避難行動要支援者の安否確認等を行うための名簿副本の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （基本的事項）

第2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、名簿副本について適切に扱うものとする。

#### （目的外利用・提供の制限）

第3 乙は甲の指示がある場合を除き、名簿副本を避難行動要支援者安否確認等以外の目的に利用し、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### （名簿副本の管理）

第4 乙は、名簿の副本について、紛失、盗難などの事故を防止するため、適切に管理するものとする。

#### （秘密の保持）

第5 乙は、名簿副本から知ることができた個人情報を目的外で他人に知らせてはならない。避難行動要支援者安否確認等の役割を離れた後においても、同様とする。

#### （複写の制限）

第6 乙は、名簿副本を複写しないものとする。ただし、避難行動要支援者安否確認等活動を遂行するにあたりやむを得ず複写する必要があるときは、使用後速やかに回収し、処分するものとする。

#### （従事者への周知）

第7 乙は、避難行動要支援者安否確認等活動に対して、名簿副本から知ることのできた個人情報を目的外で他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、乙以外に名簿副本を管理する者に対し、個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

#### （名簿副本の返還）

第8 乙は、名簿副本を保有する必要がなくなったときは、速やかに市に返還するものとする。

(協議)

第9 甲及び乙は、名簿副本の管理について必要と認めるときは、随時協議するものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、名簿副本の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 川西市中央町12番1号

川西市長 ○ ○ ○ ○

乙 川西市○○ ○○丁目○○番○○号

(自治会など情報管理団体の長)

## ＜災害発生後に手続が必要になった時の一覧＞

### (1) り災証明書の発行について

「り災証明書」とは、災害によりり災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類で、資産税課で発行します。(ただし、災害の規模により、発行担当課が変更となることもあります。)

【お問い合わせ】 資産税課 ☎740-1133

### (2) 廃棄物の処理について

廃棄物の処理については、受け入れできるものとできないものがあります。直接、国崎クリーンセンターへお問い合わせください。

【お問い合わせ】 国崎クリーンセンター ☎744-7280

### (3) 災害見舞金品の支給や生活再建について

被害を受けられた方に対し、被害の程度に応じて、日本赤十字社及び市から毛布等の救援物資や見舞金等の支給を受けることができます。

住宅被害：全焼、半焼、水損      人的被害：死亡

【お問い合わせ】 地域福祉課 ☎740-1172

また、り災後の生活再建に不安のある方に対し、さまざまな相談を受け付けます。

【お問い合わせ】 生活支援課 ☎740-1173

### (4) 所得税及び市・県民税の控除について

住宅や家財に損害を受けたときは、確定申告または、市・県民税の申告により、雑損控除等の適用を受けることができます。

【お問い合わせ】

伊丹税務署 ☎779-6121 (代表)      市民税課 ☎740-1132

### (5) 市民税・固定資産税の減免について

被害の程度に応じて、市税の減免が認められる場合があります。

【お問い合わせ】

◎ 市民税・・・市民税課 ☎740-1132

◎ 固定資産税・・・資産税課 ☎740-1133

(6) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

国民健康保険に加入している場合や後期高齢者医療保険料、介護保険料が賦課されている場合は、被害の程度に応じて、減免が認められる場合があります。

【お問い合わせ】

- ◎ 国民健康保険税・・・・国民健康保険課 ☎740-1170
- ◎ 後期高齢者医療保険料・医療助成・年金課 ☎740-1171
- ◎ 介護保険料・・・・・・介護保険課 ☎740-1148

(7) 自動車の廃車手続きについて

車（原付、軽自動車、普通自動車）が破損、水損した場合は、廃車手続きが必要です。

【お問い合わせ】

- ◎ バイク（原付～125ccまで）・市民税課 ☎740-1132
- ◎ 軽自動車・軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050-3816-1847
- ◎ バイク（125cc超）及び普通自動車  
神戸運輸管理部 兵庫陸運部 ☎050-5540-2066

(8) 再発行等の手続きのお問い合わせについて

- ◎ 運転免許証 阪神更新センター（JR伊丹駅北約150m） ☎783-0110
- ◎ 国民年金手帳 尼崎年金事務所 ☎06-6482-4591
- ◎ 健康保険証
  - 国民健康保険加入 国民健康保険課 ☎740-1170
  - 後期高齢者医療制度加入 医療助成・年金課 ☎740-1171
  - 社会保険に加入 勤務先へお問い合わせください。
- ◎ 各種医療受給者証 医療助成・年金課 ☎740-1108
- ◎ 介護保険証 介護保険課 ☎740-1148
- ◎ 障害者手帳・障害福祉サービス等受給者証
  - 障害福祉課（18歳以上） ☎740-1178
  - こども支援課（18歳未満） ☎740-1400
- ◎ 印鑑登録証・マイナンバーカード 市民課 ☎740-1165
- ◎ 電話・・・・・・(株)NTT西日本 ☎0120-019-000
- ◎ 電気・・・・・・(株)関西電力送配電 ☎0800-777-3081

（お問い合わせの内容により、別の番号をご案内させていただくことがあります。）

◎ ガス・・・・・・・・(株)大阪ガス

■ ガス漏れに関する緊急時のダイヤル ☎0120-7-19424

■ その他のお問い合わせ(兵庫事務所)

☎0120-7-94817

◎ 水道・・・・・・・・川西市上下水道局(経営企画課)

■ 閉・開栓及び上下水道料金に関するお問い合わせ

☎740-1262

(9) その他の見舞金や生活費の貸付制度等について

被害状況や被災者の所得状況に応じて、川西市社会福祉協議会の以下の制度を活用することができます。(詳細は、お電話で確認してください。)

■ 善意銀行「災害見舞金」の支給

■ 生活福祉資金の貸付(一時的な生活費、建て替え・引っ越し費用等)

■ ボランティアの派遣(災害後の後片付け等)、緊急時の食料の援助 など

【お問い合わせ】社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 ☎759-5200

(川西市火打1-12-16 キセラ川西福祉棟 1階 )

<留意点>

これらの手続き先は、令和6年7月1日現在のものです。

大規模災害時など状況により、対応先が変わることがあります。



# 川西市避難行動要支援者対応マニュアル

令和6年7月 改訂

発行 川 西 市

〒666-8501 川西市中央町12番1号

福祉部 地域福祉課

☎ 072-740-1172 FAX 072-740-1311

総務部 危機管理課

☎ 072-740-1145 FAX 072-740-1320